

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

本仕様書は、静岡県清水港管理局が発注する「令和8年度[第38-W6933-01号]清水港改良に伴う日の出緑地詳細設計業務委託（北側エリア）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務箇所は、民間商業施設とクルーズターミナルを結ぶ経路上に位置し、日の出地区の緑地空間として、賑わい形成の重要な拠点となっており、民間商業施設利用者及びクルーズ客だけでなく、計画されている「(仮称) 海洋・地球総合ミュージアム」利用者等の観光客増加が期待される場所である。また、緑地内には防潮堤計画が進められていることから、防潮堤及び民間商業施設と、機能、景観ともに一体となった空間と歩行空間が求められている。

本業務では、北側エリア（区域面積0.56ha）を対象として、過年度に行った緑地基本設計の検討結果及び防潮堤の詳細設計を踏まえ、具体的な緑地の詳細設計を実施する。設計に当たっては、防潮堤計画及び民間商業施設と適宜、協議調整を行いながら、清水港みなと色彩計画にも沿った設計を行う。

第3条 業務内容

1. 設計計画

本業務を実施するにあたり、業務の目的、内容を把握し、資料収集を行ったうえで、業務手順や遂行に必要な事項を記した業務計画書を作成する。

2. 日の出緑地の設計

（1）与条件の確認及び調査

現地踏査、資料収集等を行い、計画地の現況を把握するとともに、関連法規、技術基準等を参照しながら、広場や緑地等の設計を実施するにあたっての設計条件を整理する。

（2）景観検討

（1）で整理した設計条件を踏まえつつ、先行して整備が完了している緑地や今後整備予定の緑地と空間的、動線的に連続し、一体的な空間となるように、諸施設等のデザインや素材、納まり、防潮堤等の関連施設との取り扱い等を具体的に検討する。

検討にあたっては、模型やCG等を作成し、関係者の共通理解の醸成に配慮することとする。

（3）実施設計の検討

（1）で検討した与条件及び（2）で検討したデザインの方向性に基づき、必要と考えられる各種設置物、舗装、植栽、インフラ設備等の技術的検討を行い、全体整備計画の具体化とあわせて実施設計を行う。

なお、設計にあたっては、別途業務である防潮堤詳細設計業務と調整を図り、整合の取れた設計とする。

（4）撤去設計

（3）で検討した整備を実現する上で撤去する必要のある既存施設を整理し、機能保全が必要なものに関してはその機能復旧のあり方を検討する。

3. 隣接民間商業施設事業者とのデザイン調整

計画地内に整備される防潮堤や緑地等と、隣接する民間商業施設とは、機能、景観ともに一体となった空間となることが求められている。発注者の求めに応じ、適宜関係事業者との協議を行いながら設計案の調整を行う。実施にあたっては、協議への出席、協議資料の作成、議事録の作成を行うこととする。協議回数は3回を想定する。

4. 学識経験者との協議を踏まえたデザイン調整

発注者の求めに応じ、緑地の設計について、指定する学識経験者とのデザイン調整を実施する。実施にあたっては、協議資料の作成を行い、学識経験者の意見を踏まえて、案の調整を行う。デザイン調整協議の回数は2回を想定する。

5. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたり、発注者と十分な打ち合わせを行う。着手時1回、中間5回、納品時1回の計7回とする。

6. 報告書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

第4条 成果品

- ・業務報告書 1部
- ・電子媒体（CD-R）2枚（正副）

第5条 その他

本業務委託の実施に必要な資料等は、下記を含めて静岡県清水港管理局が貸与する。

- ・令和3年度清水港津波対策緊急事業に伴う基本設計業務委託
- ・令和3年度清水港津波対策緊急事業に伴う測量業務委託
- ・令和3年度清水港改修に伴う公共空間デザイン基礎検討業務委託
- ・令和4年度清水港津波対策緊急事業に伴う細部・実施設計業務委託
- ・令和4年度清水港改良に伴う日の出緑地設計業務委託
- ・令和6年度清水港海岸日の出地区胸壁詳細設計業務委託
- ・令和6年度清水港海岸日の出地区胸壁詳細設計業務委託（その2）
- ・令和7年度清水港海岸津波対策緊急事業に伴う日の出地区胸壁細部・実施設計業務委託
- ・令和7年度清水港海岸津波対策緊急事業に伴う日の出地区陸閘基本・詳細設計業務委託（引戸式）
- ・令和7年度清水港海岸津波対策緊急事業に伴う日の出地区陸閘基本設計業務委託（起伏式）
- ・令和7年度清水港海岸津波対策緊急事業に伴う日の出地区陸閘詳細設計業務委託（起伏式）
- ・令和7年度清水港改良に伴う日の出緑地基本設計業務委託

なお、上記の他に必要な図書については、都度受託者に貸与することし、業務内容に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議し決定するものとする。